

令和7年度

社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会 嘱託職員募集要領

令和7年4月1日付採用予定の社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会嘱託職員募集を次のとおり実施します。

1 募集区分・年齢・応募資格・採用予定人数

募集区分	年齢	応募資格	採用予定人数
事務職員 (正職員以外)	不問	福祉に関する相談援助実務経験がある方 ただし、社会福祉士、精神保健福祉士、 介護支援専門員資格所持者は実務未経験でも可	1名

2 業務内容

(1) 相談援助業務

主に生活困窮者や判断能力に不安がある高齢者、障がいの方の相談対応及び生活支援等の業務並びに所属系の一般事務等

3 各種要件

(1) 必須要件

- ①普通自動車運転免許（AT 限定可）を有する方
- ②事務作業に必要なパソコン（Word、Excel）の基本操作が可能な方
- ③次のいずれかに該当する方
 - I 福祉に関する相談援助実務経験がある方
 - II 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方

(2) 共通要件

次の各号に該当する方は受験できません

- ①日本の国籍を有しない方
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した方

4 採用について

- (1) 履歴書等の書類提出後、面接を行います。
- (2) 面接後7日以内に電話にて合否を連絡します。
- (3) 採用の場合、健康診断書の提出をお願いします。
- (4) 採用後2か月間を試用期間とします。

5 職員採用募集の手続き

(1) 受付期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月14日（金）までの午前8時45分から午後5時30分（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）までといたします。

なお、郵送による申し込みの場合は、令和7年2月14日以前の消印のあるものに限り、受け付けます。（封筒の表に「嘱託職員採用候補者申し込み」と朱書きで明記して下さい）

(2) 応募書類

①履歴書（市販の様式で可）

※上半身写真1枚（縦40mm 横30mm）6か月以内に撮影したものを添付

②資格がある場合は資格証の写し

③運転免許証の写し（両面）ただし、取得見込の方は提出の必要はありません。

(3) 申し込み先

〒068-0031 岩見沢市11条西3丁目1番地9 岩見沢広域総合福祉センター内
社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会 総務課 担当：小林

6 面接会場について

岩見沢広域総合福祉センター（岩見沢市11条西3丁目1番地9）

7 勤務条件

(1) 給与

区分	基本給	雇用期間
嘱託職員 （月給）	183,500円	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで （業務状況等により1年ごとの契約の契約更新をすることがあります。）

※このほか本会給与規程に基づき、賞与、通勤手当、職務手当が支給されます。

※採用後、2か月間の試用期間となりますが、給与等条件は同様です。

(2) 福利厚生

各種保険 労災・雇用保険、社会保険、厚生年金 加入

(3) 勤務時間

午前8時45分から午後5時30分（休憩時間は12時から午後1時までです）

週休日（土曜日・日曜日）・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は休日となります。

(4) 休暇制度

年次有給休暇のほか、夏期休暇・結婚・忌引等の特別休暇があります。

8 その他

(1) 受験資格がないこと、または採用申込書等に不正が認められたときは、合格を取り消します。

(2) 採用までに心身の故障により職員としての適格性を欠くに至った場合、または職員となるにふさわしくない非行があった場合は採用を取り消します。

(3) 採用判断（選考過程・判定の内容等）についての問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

(4) 提出書類は返却できませんのでご了承ください。また、提出書類に関しては、本会の個人情報保護規程に基づき、採用試験に関してのみ利用いたします。